

函館市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 7 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 2 3 号

函館市会計規則の一部を改正する規則

函館市会計規則（昭和 3 9 年函館市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 8 条第 9 号および第 1 0 号を削る。

第 7 3 条中「函館市文書取扱規則（昭和 3 5 年 1 2 月 2 6 日函館市規則第 3 6 号）第 2 1 条の規定の例により，」を「原則として会計課長または会計部に勤務する主査に当該債権差押命令書等を持参させることにより」に改める。

第 8 0 条第 2 号中ホをマとし，エからへまでをオからホまでとし，ウの次に次のように加える。

エ 宿泊税および道宿泊税

別表 4 中

「	商業振興課	商業振興課長	を
	工業振興課	工業振興課長	
」			

「	商業振興課	商業振興課長	所管に係る収入事務 および繰替払事務	に
	工業振興課	工業振興課長	所管に係る収入事務	
」				

改める。

附 則

この規則は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。